

【別紙2】

那賀町地域商社事業 企画提案書作成要領

第1 目的

「那賀町地域商社事業企画提案書作成要領（以下、「作成要領」という。）は、「那賀町地域商社事業公募型簡易プロポーザル実施要綱」に基づき那賀町地域商社事業を実施する事業者を選定するにあたり、公募型簡易プロポーザルの参加者が提出する企画提案書の作成要領を示したものである。

本書は「那賀町地域商社事業 公募型簡易プロポーザル実施要綱」と一体のものとして扱う。

第2 必要書類

公募型簡易プロポーザルの参加者は、下記の企画提案書及び関係書類（以下、「企画提案書等」とする。）を提出するものとする。

表1 必要書類一覧

番号	書類名	様式
1	企画提案書（表紙）	【様式 3-1】
2	企画提案書（本編）	様式任意
3	経歴書	【様式 3-2】
4	業務実施体制提案書	【様式 3-3】
5	事業計画書	任意様式
6	収支予算書	【様式 3-4】
7	収支予算内訳書	【様式 3-5】
8	収支計画書	【様式 3-6】
9	誓約書	【様式 4】

第3 企画提案書等の作成要領

1) 企画提案書等は、次の体裁で作成し、提出すること。

- ① 企画提案書等はA4判（両面）で作成すること。ただし、企画提案書（本編）については部分的にA3を用いてもよいが、その際はA4に織り込むこと。
- ② 企画提案書（本編）には目次、頁番号を付すこと。その他、2頁以上にまたがる書類にはページ番号を付すこと。
- ③ 「表1 必要書類一覧」に記載されている順に並べ、カラーファイル等に綴じ、インデックス等で番号を付したものを正本1部、副本8部を提出すること。
- ④ 電子媒体による提出については、Microsoft Word形式(.docx)、Microsoft PowerPoint(.pptx)、PDF(.pdf)のいずれかの形式とし、ファイル名を「表1 必要書類一覧」に従って「番号_書類名」とし、CD-R又はDVD-Rに記録すること。

2) 企画の提案には、下記の内容を盛り込むこと。

表 2 提案内容一覧

① 名称	地域商社の会社名（団体名）について提案すること。
② 法人格	地域商社の法人格（株式会社、一般社団法人又はその他のいずれにするのか）について提案すること。
③ 事業目的・趣旨	地域商社の事業目的・趣旨について提案すること。
④ 事業内容	今後5か年（令和3～令和7年度）の事業計画を示し、実施したいと考えている事業内容と実施手法等について具体的に提案すること。
⑤ 収支予算及び収支計画	今後5か年（令和3～令和7年度）の収支予算及び収支計画を示し、補助金以外の資金の調達方法、売上の見込み額等について提案すること。
⑥ 連携体制	事業を実施するにあたり連携体制を築く予定のステークホルダー（生産者、大学又はその他研究機関、町内外の事業者等）について提案すること。
⑦ スマート農林業	ドローン、AI等を活用したスマート農林業に資する事業について提案すること。
⑧ 町内外の課題解決	事業計画に記載された事業の実施によってどのような課題が解決されるかを説明すること。
⑨ 地域商社と将来ビジョン	那賀町の将来ビジョンをどのように考えているか、地域商社がそのビジョンにどのように寄与するかを説明すること。

3) 企画提案書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 仕様書を熟知の上、作成すること。
- (2) 提案部分は、各項目についての考え方、実現手法等を具体的に記述すること。
- (3) 文章を補完するために必要な写真、イラスト、イメージ図、表等は使用してもよい。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、平易な解説を心掛けること。

第4 その他留意事項

- 1) 以下の条件に該当する場合には、失格となることがある。
 - (1) 上記「第3 企画提案書等の作成要領」に示された条件に適合していないもの
 - (2) 別添の様式等に示された条件に適合しないもの
 - (3) 別添の様式に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていないもの
 - (4) 別添の様式に示された記載事項以外の内容が記載されているもの
 - (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - (6) 虚偽の内容が記載されているもの

2) その他

- (1) 企画提案書の提出は、参加業者各1点とする。
- (2) プロポーザルに参加予定である会社、構成員及び協力会社のいずれかが、他の企業の構成員又は協力会社として企画提案してはならない。
- (3) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出、その他本業務のプロポーザル参加に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (5) 決定した企画提案書の返却はしない。採択しなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り、返却する（電子データは返却しない）。
- (6) 提出された企画提案書は、企画提案書の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) プロポーザルに関する企画提案書は、那賀町情報公開条例に基づき公開することがある。